関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）改訂（最終案）の概要

H30.12.12　資料３

１．計画の目的等

（１）計画の目的

本計画は、福井エリアに立地する原子力施設において、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備えて、住民等の安全を守るため、広域連合及び構成団体が、連携県と連携して行う広域的な対応策をとりまとめたもの（H24.3策定．H25.6改訂）

（２）広域連合の役割

① **情報の収集と共有**　⇒ 原子力施設の状態など、災害の状況等を収集し、構成団体等と情報共有
② **広域避難に関する調整**　⇒ 府県域を越える広域避難が円滑に実施できるよう調整・支援を実施
③ **関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信**　⇒ 住民等への的確・迅速な情報発信を実施

２．改訂の基本的な考え方

今回の改訂は、①原子力災害対策指針の改正、②「高浜・大飯地域の緊急時対応」の策定(H29.10.25)、③これまでの広域連合の広域防災にかかる取組の成果、④原子力災害対策専門部会等での意見を反映させ、万が一の原子力災害への対応体制の強化を図るために実施する。

なお、８月25日、26日に実施した原子力総合防災訓練（広域避難訓練）における課題については、今後の国の検証等を踏まえ、対応を検討する。

３．主な改訂内容

※項目のP○は、本文のページを示す

（１）原子力災害対策指針の改正に伴う反映

① ＵＰＺ外(30km圏外)における防護措置について

ア 屋内退避（Ⅰ－６ P6）

【放射性物質の放出前】

全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて、国、構成府県等が屋内退避の可能性の注意喚起を実施

【放射性物質の放出後】

・　緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国の指示で屋内退避を実施
・　ＯＩＬの基準(避難等の防護措置実施の判断基準)を超えた場合、避難等の更なる防護措置を実施

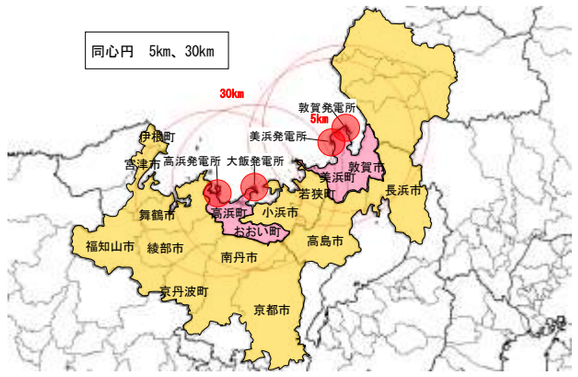

イ 安定ヨウ素剤（Ⅱ－５ P14、Ⅲ－２－(2) P40）

ＵＰＺ外は、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減可能であり、安定ヨウ素剤の備蓄は不要とされているが、万が一の場合に備え、広域連合と原子力事業者との覚書等により安定ヨウ素剤を確保

※ＵＰＺ外の市町村が独自に予防服用体制の構築を図ることを妨げるものではない。

② ＵＰＺ外における緊急時モニタリング体制の整備（Ⅱ－３－(2)－⑤ P14）

国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的手法を活用して実施。また、構成府県等が設置している環境放射線モニタリング設備も活用

（２）「高浜・大飯地域の緊急時対応」策定に伴う反映

国、３府県、広域連合が合同で実施した原子力防災訓練（H28.8）での課題を踏まえ、各緊急時対応を策定

① 広域避難の基本的な形態、避難手段、避難経路（Ⅱ－６－(1)－② P16、(2)－③ P23、(2)－④ P24 ）

・　一般住民、避難行動要支援者（入院患者・施設入所者、児童等）、一時滞在者の区分ごとに避難等の流れを整理
・　半島、中山間地などで、自然災害等により住民が孤立した場合は、ヘリや船舶を活用した避難等を実施
・　主な避難経路が自然災害等により使用できない場合を想定し、代替経路を設定

② 実動組織による広域支援体制（Ⅲ－２－(1)－③ P40）

地域レベルでは対応が困難な場合、国は、全国規模の実動組織（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）による支援を実施

③ 複合災害時における屋内退避の基本的な考え方の整理（Ⅲ－２－(1)－①－ウ P38）

屋内退避中、地震等の自然災害が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、別の避難所への避難を速やかに実施

④ 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化（Ⅱ－６－(1)－②－ウ P19）

所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町と連携し、ＰＡＺ内（５Km圏内）及びＵＰＺ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、防災行政無線、緊急速報メールサービス等により区域外への移動等の呼びかけを行う。移動等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、事態の進展に伴い避難等を実施

⑤ 自然災害等により半島等が孤立した場合の対応（Ⅱ－６－(2)－③－ア P23）

ヘリや船舶による空路や海路での避難態勢が整うまでは、屋内退避施設で屋内退避し、避難態勢が十分に整った段階で避難等を実施

⑥ 特別警報等発令時の対応（Ⅲ－２－(1)－①－エ P38）

天候が回復するなど安全が確保されるまでは屋内退避を優先し、安全が確保できた場合には避難等を実施

⑦ 渋滞対策（Ⅱ－６－(2)－④－ア P24）

所在県及び関係周辺府県等は、避難車両の誘導や主要交差点での交通整理等の体制を整備

（３）これまでの広域連合の取組の反映等

① 緊急物資円滑供給システムの活用（Ⅲ－２－(1)－②－ウ P39）

所在県及び関係周辺府県から物資供給の要請があった場合は、物流事業者、流通事業者、メーカー事業者等と連携し、物資が迅速に避難者へ届くよう「緊急物資円滑供給システム」を活用

② 災害対策(支援)調整会議の設置（Ⅲ－１－(3)－①－イ P36）

構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体参与(危機管理監)等からなる調整会議を設置し、ＴＶ会議システム等を活用して、必要に応じ開催

③ 関係団体との連携

ア 関係団体との協定締結（Ⅱ－２－(4)－④ P12）

原子力災害時における緊急輸送、避難退域時検査、民間賃貸住宅の提供等に関する広域的な応援体制の構築に向け、関係団体との連携協力体制の強化

➢　各府県バス協会、各府県放射線技師会等、各府県宅建協会等と協定を締結（H27年度）

イ 原子力事業者との覚書締結（Ⅱ－５ P14）

安定ヨウ素剤を備蓄する府県市町村において、保管場所が被災等により使用不能となった場合などに備え、原子力事業者と安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書を締結（H28年度）

④ 外国人観光客等への災害情報等の伝達（Ⅱ－９－(4) P27）

構成団体は、災害時に外国人観光客などへ災害情報を多言語で伝達するため、協定の締結、協議会の設置、連絡網整備など関係機関との協力体制の構築を推進

（４）原子力災害対策専門部会等での意見の反映

① 広域連合の役割の明確化（Ⅰ－４－(2) P3 ）

広域連合は、構成団体、連携県と連携し、府県を越える広域避難、普及啓発など、広域的な対応が効果的な取組を実施することを明記

② 避難元住民への普及啓発（Ⅱ-10 P28 ）

避難元住民への普及啓発項目として、ＵＰＺ内住民は避難退域時検査場所を必ず通過することを追記

③ 避難行動要支援者への避難支援（Ⅱ－６－(1)－②－イ P17 ）

所在県及び関係周辺府県は、管内市町村に対して、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人一人の個別計画を策定するよう働きかけることを追記